

		平成29年		平成30年												平成31年												平成32年			
		12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
実務に関する講義	1年コース	第12回 1年コース												第13回 1年コース																	
	2年コース	第12回 2年コース																													
改正年	1	平成29年12月1日 ~ 平成30年3月31日												【改正後講義科目】1年コース・2年コース共通 ・倫理・行政法規・ガイドライン・統計・登記・税金・建築 ・更地・借地権と底地・貸家・区分・地代・家賃・宅地見込地 ・収益還元法・原価法及び開発法 ※ 全科目につき確認テスト実施 (計16科目)																	
	2	平成29年12月1日 ~ 平成30年10月31日																													
現行	1	・倫理・収益・開発法・建築・更地 (計)5科目												・登記・税金・統計・貸家・地代・家賃・借地権と底地・区分 (計)8科目																	
	2																														
基本演習	1年コース	第一段階1日目において、「依頼の受付方法・確認書等の取得に関する解説」を行う。												① 更地【3日】 ② 借地権底地【2日】 ③ 自建・貸家【3日】 ④ 継続賃料【2日】																	
	2年コース													① 更地【3日】 ② 借地権底地【2日】 ③ 自建・貸家【3日】 ④ 継続賃料【2日】																	
現行	1	① 更地【2日】												② 貸家【2日】																	
	2																														
1年コース	改正	【物件調査】・土地・建物 ・住宅地・商業地・大規模画地・底地 (計)4件 >再履修												【一般実地演習・2回目報告】 ・低層住宅地・業務用ビル・居住用賃貸・オフィス用賃貸・借地権付建物(住宅地) or 借地権付建物(商業地) (計)5件																	
	現行	物件調査 ・住宅地・商業地・工業地・大規模画地・建付地 (計)5件												借地権・底地・宅地見込地・低層住宅・店舗・業務用ビル・居住用賃貸・店舗用賃貸・オフィス用賃貸 (計)9件																	
2年コース	改正	【物件調査】・土地・建物 ・住宅地・商業地 (計)2件 >再履修												【一般実地演習・2回目報告】 ・大規模画地・底地・宅地見込地等 or 工業地・低層住宅 (計)4件																	
	現行	物件調査(土地・建物)												住宅地・工業地・宅地見込地 (計)3件																	
2年コース	改正	【物件調査】・土地・建物 ・住宅地・商業地 (計)2件 >再履修												【一般実地演習・2回目報告】 ・大規模画地・底地・宅地見込地等 or 工業地・低層住宅 (計)4件																	
	現行	物件調査(土地・建物)												住宅地・工業地・宅地見込地 (計)3件																	
現行	1	物件調査 ・住宅地・商業地・工業地・大規模画地・建付地 (計)5件												借地権・底地・宅地見込地・低層住宅・店舗・業務用ビル・居住用賃貸・店舗用賃貸・オフィス用賃貸 (計)9件																	
	2	物件調査(土地・建物)												住宅地・工業地・宅地見込地 (計)3件																	
修正	1	記述の考査(会場実施) + 口述の考査(会場実施)												【再受験①】 対象者: 不合格者のうち基準に達した者 内容等: 不合格が通知された日から2ヶ月以内(4~5月頃)に、口述の考査のみ実施のうえ、合格決定する。 【再受験②】 対象者: 不合格者のうち基準に満たなかった者 及び 上記再受験①の不合格者 内容等: 次回の修正考査(1年後)を受験(ただし、再履修(指定された複数類型に係る鑑定評価書等の作成)が必要)																	
	2	記述の考査(会場実施) + 口述の考査(会場実施)												【再受験①】 対象者: 不合格者のうち基準に達した者 内容等: 不合格が通知された日から2ヶ月以内(4~5月頃)に、口述の考査のみ実施のうえ、合格決定する。 【再受験②】 対象者: 不合格者のうち基準に満たなかった者 及び 上記再受験①の不合格者 内容等: 次回の修正考査(1年後)を受験(ただし、再履修(指定された複数類型に係る鑑定評価書等の作成)が必要)																	
現行	1	記述の考査(会場実施) + 口述の考査(会場実施)												【再受験①】 対象者: 不合格者のうち基準に達した者 内容等: 不合格が通知された日から2ヶ月以内(4~5月頃)に、口述の考査のみ実施のうえ、合格決定する。 【再受験②】 対象者: 不合格者のうち基準に満たなかった者 及び 上記再受験①の不合格者 内容等: 次回の修正考査(1年後)を受験(ただし、再履修(指定された複数類型に係る鑑定評価書等の作成)が必要)																	
	2	記述の考査(会場実施) + 口述の考査(会場実施)												【再受験①】 対象者: 不合格者のうち基準に達した者 内容等: 不合格が通知された日から2ヶ月以内(4~5月頃)に、口述の考査のみ実施のうえ、合格決定する。 【再受験②】 対象者: 不合格者のうち基準に満たなかった者 及び 上記再受験①の不合格者 内容等: 次回の修正考査(1年後)を受験(ただし、再履修(指定された複数類型に係る鑑定評価書等の作成)が必要)																	